

令和8年度（2026年度）熊本県放課後児童支援員認定資格研修開催要項

1 目的

この研修事業は、放課後児童支援員が必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を習得し、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とする。

2 受講対象者

研修事業の対象は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項の各号のいずれかに該当する熊本県内在住者（熊本市を除く）であり、研修受講後に研修受講レポートを速やかに提出できるものとする。

3 開催日、会場及び定員

	開催日	研修会場	定員
第1回	令和8年（2026年） 11月 7日（土） 11月 8日（日） 11月14日（土） 11月15日（日）	熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号	各会場 100人程度
第2回	令和8年（2026年）12月 ～ 令和9年（2027年）1月	オンライン（オンデマンド配信）	

※第1回の受講者は、4日間すべて受講することを必須とする。

※第2回の受講者は、所定の期間中に全ての講義の受講完了を必須とする。

4 時間、実施科目

（1）時 間：第1回 9時～16時30分（予定）

第2回 任意の時間

（2）実施科目：「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号こども家庭庁成育局長）のとおり。

5 申請書類提出方法等

（1）県内の放課後児童クラブに従事する者又は従事することが決まっている者

各市町村児童福祉主管課が各市町村所管の放課後児童クラブ分を取りまとめのうえ、熊本県子ども未来課に提出する。

（2）県内在住で、今後放課後児童クラブで従事することを検討している者

県HPから各自申込を行う。

6 提出期限

令和8年（2026年）9月25日（金）（※）

※個人又は

各市町村が熊本県子ども未来課に提出する際の提出期限

なお、放課後児童クラブから各市町村への提出期限については、各市町村児童福祉主管課が別途設定する。

7 提出書類

（1）受講申込書（受講票欄に写真データを添付）

（2）受講資格を証する書類等（原本又は写しを PDF 形式に変換したデータ）

※各証明書等が受講申込書の姓と異なる（旧姓の）場合は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本（個人事項証明書）等の原本を併せて提出すること。

※従事証明書の場合は、従業期間2年以上が必要（非常勤の場合は、従業期間2年以上に加え、従事内容欄に「補助員として、週20時間以上従事かつ従事時間が2,000時間以上または相当」等の記載のあるものを提出すること。）

※受講申込内容や提出書類に虚偽の事実が判明した場合は、受講決定の取消しや、修了証の発行を行わないことがある。

（3）（科目免除を受ける場合）科目免除申請書

※最新の知識の習得のため、科目免除が可能である場合も、受講が望ましい。

（4）一部科目修了者は、一部科目修了証の写し

8 その他

（1）昼食の提供は行わないため、各自で準備すること。

（2）熊本学園大学会場には受講者用の駐車場が無い場合、公共交通機関又は近隣の有料駐車場を利用すること。

（3）研修日程・講師等の詳細及び研修受講者宛ての連絡事項（テキスト（2,000円程度）の購入等）については、後日通知を行う。

（4）各回、申込者が受講定員を上回った場合は、以下の優先順位にもとづき、人数調整後に受講者を決定する。

① 今年度の研修修了が必須の方

② 既に県内の放課後児童クラブに勤務している又は勤務が決まっている方

③ ①及び②のいずれにも該当しない方